

令和2年度第12回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和3年3月9日(火)			
招集場所	日南町総合文化センター 多目的ホール			
開会時間	午後1時30分	閉会時間	午後2時00分	
出席委員	番号	氏名	番号	氏名
	1番	岩田正	7番	稲田洋子
	2番	浅田昭弥	8番	吉川保
	3番	加藤幸児	9番	奥迫静子
	5番	内田章久	10番	梅林操
	6番	天崎直幸		
出席推進委員	日野上	梅林剛	多里	糸田川啓
	山上	青戸勝美	石見	田邊智寛
	山上	坪倉幹也	石見	丸山栄人
	阿毘縁	足立進也	福栄	福田英夫
	大宮	藤原恵司		
欠席した委員	4番	絹谷澄雄		
議事録署名委員	1番	岩田正	2番	浅田昭弥
出席した職員	事務局長	松本道博	主幹	石倉嘉寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	利用権設定に係る軽微な変更について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第3号	農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
6. 協議事項	
協議第1号	令和3年春の標準農作業賃金の改定(案)について
7. その他	
8. 閉 会	

開 会	議 長	定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、令和2年度第12回日南町農業委員会を開会すると宣言した。
挨拶	議 長	<p>皆さんこんにちは。今日は大変いい天気になりました。皆さん出席いただきありがとうございます。</p> <p>時の過ぎるのは早いもので、今日は3月9日、明後日は東日本大震災が発生して10年となります。震災で亡くなられた方は15,899名・行方不明の方は2,529名と云われています。改めて亡くなられた方々のご冥福を皆さんとお祈りいたしたいと思います。</p> <p>今日は、令和3年度納入予定のタブレット端末の導入の運用についての報告を致します。日南町でも議会が現在使用していますが、農業委員会でもこの動きがあります。このタブレットは各県の希望台数を取りまとめ、全国農業会議所が一括してリース契約を申し込むというものです。使用目的は、農業委員会総会はもとより、委員研修のWeb開催、紙媒体に代わる総会議案や研修資料、農業会議が主催する農業委員会への研修会や大会とされています。</p> <p>尚、農地ナビシステムとの連携・意向調査・利用状況調査などのシステムは、令和4年度以降となる予定です。まず、来年令和3年度は鳥取県に44台のタブレット端末が導入され、運用にあたっては希望のあった農業委員会へ貸し出すか、モデル委員会を設置し長期的に貸し出すということを想定していますので、農業会議の研修を早期に受けタブレット使用になれていきたいと考えます。以上を申し上げまして、第12回総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、1番岩田正委員、2番浅田昭弥委員を指名した。
報告第1号	議 長	報告事項に移ります。報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。
	主 幹	報告第1号 利用権設定に係る軽微は変更についてです。本日は2件の報告があります。1件目ですが、利用権設定をする者が、△△村の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて△△△の〇〇〇さん、変更前の農地が△△△×××番地の他合わせて3筆、賃借料が水張反当◇◇◇円の農地です。変更後は、使用貸借ということで、賃借料の変更となります。2件目ですが、内容としましては同じようになっていますが、利用権設定をする者が、△△市の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて△△△の〇〇〇さん、変更前の農地が△△△×××番地の他合わせて5筆、賃借料が水張反当◇◇◇円の農地です。変更後は使用貸借ということで、賃借料の変更になるものです。よろしくお願いいたします。
	議 長	報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。

報告第2号	議長	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。
	主幹	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。本日は12件の合意解約の届出が出ております。内容といたしましては、この後の議案でご審議いただきます、集積計画にも上がってきますが、1月の総会でお話ししたように、△△地域で現在まるっと農地中間管理事業で新しく立ち上げられました一般社団法人□□□に集積される動きが出ております。1月の総会で印が間に合わなかった案件につきましてこの度提出がありましたので、今回上げているものになります。整理番号1番、農地の所在地が△△△×××番地と×××番地、地目が田、面積の合計が1,592㎡、賃貸人が△△町の○○○さん、賃借人が農事組合法人□□□、平成29年1月1日から令和3年12月31日までの契約ということで、解約の理由としまして、解約後、中間管理事業を通じて一般社団法人□□□が契約を予定しています。以下2番目から12番目につきましてもそれぞれ、賃貸人、賃借人、契約期間の違いがありますが、いずれも解約後は中間管理事業を通じて一般社団法人□□□が契約を予定しているものになります。ですので、併せて12件、41筆、48,680㎡となっております。よろしく願いいたします。以上です。
	議長	報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。
	浅田農業委員	一つ聞きたいことですが、一般社団法人□□□が集積して、作業受委託で今賃借人にあたっておられる方が耕作するということですか。
	主幹	ご質問がありましたとおり、一般社団法人□□□に集積後は特定農作業受委託ということで、地元の耕作者さんに委託する形になります。今のところ計画されているのは、今までの賃借人の方がそのまま耕作されるということで伺っております。実際の特定農作業受委託の契約についての締結は事務作業の方がまだ途中ということでできておりますので、その作業の進捗は事務局の方でも確認して一覧表等でも把握をさせていただくようにしております。
	浅田農業委員	ありがとうございました。
議長	その他、報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。5番の議事に移ります。	
議案第1号	議長	議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定について事務局お願いします。
	主幹	議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定についてです。本日は1件の農地の申請がありましたので、お話しするものになります。農地の所在地は△△△×××番地、畑が1筆ですが、現況地目は宅地です。面積は337㎡、土地の所有者は△△県の○○○さん、非農地の理由としましては、元々以前から家があったそうですが、現在建てられている

		<p>家が、昭和 52 年に建てられたものだそうです。以前から建物の敷地として使用しており、現在まで宅地として利用しているということです。資料を剥ぐっていただいたところに、中間図、字切図、2 月総会終了後に現地確認をしていただいた際の写真を付けさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。現在は空き家になっているそうですが、売却することになり、売却にあたって登記を整理していたところこのような事態が分かり、相談に来られたものになります。現地を確認しまして、所有者さんのお話を伺いましたが、畑として使っているところを見たことはないというお話でした。場所としましては写真の防草シートが貼ってあるところがその農地にあたるということです。宅地ということで妥当かということで確認させていただいております。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
	議 長	<p>議案第 1 号につきまして、地元委員さんの補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。</p>
	梅林推進委員	<p>2 月 10 日、現地確認を行いました。問題はないと確認しましたので、承認よろしくお願いいたします。</p>
	議 長	<p>議案第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。</p>
議案第 2 号	議 長	<p>議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。</p>
	主 幹	<p>議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定についてです。資料剥ぐっていただきましたところに今月分の集積計画と総括表を付けておりますので、ご覧いただきたいと思います。本日は機構を通じた新規契約が 22 件、こちらはすべて△△地域のまるっと中間管理事業に関するものになっております。機構を通じた再設定の契約が 1 件、相対の新規契約が 3 件、相対の再設定契約が 9 件になっております。</p> <p>申請番号 1 番 土地の所在地が△△×××番地、地目が原野、面積が 138㎡の他合わせて 6 筆、面積の合計が 6,890㎡、利用権設定をする者が、△△市の〇〇〇さん、利用権設定を受けられる者が、鳥取県農業農村担い手育成機構、水稻の作付で使用貸借、期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 17 年 1 月 31 日までの 13 年 10 ヶ月です。この終期につきましては 1 月の総会でお諮りした△△地域の契約に合わせる形で設定しておりますので、ご了承ください。申請番号 2 番から 22 番までが△△地域のまるっと中間管理事業をと通じた契約になっております。これらの新規の契約の面積を合わせますと、78 筆、95,658㎡となっております。続いて、申請番号 23 番ですが、機構を通じた再設定の契約になっておりますので、資料をお読み取りいただけたらと思います。続いて申請番号 24 番から相対の契約になります。申請番号 24 番、土地の所在地が△△×××番地、地目が田、面積が 1,395㎡、</p>

		<p>利用権を設定される者が△△市の〇〇〇さん、設定を受ける者が△△の有限会社□□□、水稻の作付で使用貸借、期間が令和3年3月9日から令和7年3月31日までの4年間の契約となっております。申請番号25番、土地の所在地が△△×××番地、地目が田、面積が1,960㎡、利用権を設定される者が△△の〇〇〇さん、設定を受ける者が△△の農事組合法人□□□、そばの作付で水張反当◇◇◇円、期間が令和3年4月1日から令和7年12月10日までの4年8ヶ月となっております。申請番号26番、土地の所在地が△△×××番地の他、田が3筆、面積が合わせて11,767㎡、利用権を設定される者が△△△の〇〇〇さん、設定を受ける者が△△の農事組合法人□□□、水稻とそばの作付で使用貸借、期間が令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間の契約となります。申請番号27番から35番までが相対の再設定の契約となっておりますので、資料をお読み取りいただけたらと思います。すべてを合わせますと、35件、137筆、187,556㎡となっております。次のページから相対契約の借受者の経営状況を添付しておりますので、併せてご確認いただけたらとおもいます。</p>
	議 長	議案第2号についてご質問、ご意見がございますか。
	福田推進委員	申請番号25番の新規契約のところですが、4年8ヶ月ということで期間が細かくなっておりますが、何か理由があるのでしょうか。
	主 幹	こちらの契約につきましては、他の筆での契約もありまして、終了期間が令和7年12月10日になっておりましたので、そちらに合わせるということで、このような日程になっております。よろしくお願います。
	福田推進委員	ありがとうございました。
	議 長	その他ご質問、ご意見がございますか。
	岩田農業委員	農業経営の状況等というところで、農事組合法人□□□ですが、売上高のところですが、今年見込みは◇◇◇万を超えているのに2年目、3年目の見込みが急激に落ち込んでいるが、縮小される話があるのですか。
	主 幹	直近の一番新しい情報を確認させていただいておりませんが、以前に頂いておりました、将来の予定見込み額が◇◇◇万円ということで上がっておりますので、その数字をそのまま入れさせていただいておりますので、実際の1年前、申請の属する年との整合性はとれておりません。
	岩田農業委員	ありがとうございました。
	議 長	その他、議案第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。
議案第3号	議 長	議案第3号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について事務局お願います。

	主 幹	議案第 3 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答についてです。資料剥ぐっていただきましたところに、総括表を付けさせていただいておりますので、ご覧いただけたらと思います。令和 2 年度の利用配分の合計ですが、990,575.06 m ² 、約 99ha ということで合計が出ております。これにつきましては再設定の面積を含む面積となっております。新規のものだけですと約 89ha ということで、約 89.9%が新規の契約となります。利用権の配分につきましては、次頁から載せさせていただいております。整理番号 1 番、設定を受ける者が△△町△△の一般社団法人□□□、設定する農地は△△×××7 番地の他、合計で 78 筆、95,658 m ² 分ございます。設定する期間といたしましては令和 3 年 5 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日までの 13 年 9 ヶ月、賃借料につきましては地権者さんによって違いますので、ご覧いただけたらと思います。資料剥ぐっていただきまして、整理番号 2 番につきましては機構を通じた再設定の契約になりますので、ご覧いただけたらと思います。次頁に賃借権等受ける方の経営状況の資料を付けさせていただきますので、ご覧いただけたらと思います。併せて 86 件、105,933 m ² の配分計画になります。
	議 長	議案第 3 号についてご質問、ご意見がございませうか。無いようすので採決に移ります。議案第 3 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。
	議 長	以上で議事を終わります。続いて 6 番協議事項に移ります。
協議第 1 号	議 長	協議第 1 号 令和 3 年春の標準農作業賃金の改定 (案) について事務局お願いします。
	主 幹	協議第 1 号 令和 3 年春の標準農作業賃金の改定 (案) についてです。これにつきましては 2 月総会の終了後に農政部会で協議いただいたものをまとめております。内容といたしましては、(案) といたしまして令和 2 年と同じ金額ということで、変更がない金額となります。その理由といたしましては、例年確認しております燃料価格について昨年 2 月と比べて下がっていることを確認しましたがこの頃値下がり傾向にあるということを知っております。しかし最低賃金は年々上昇しております。ただこの金額につきましても農作業賃金は鳥取県の最低賃金価格以上となっております。また昨年作業賃金 100 円の値上げを行っております。近隣の自治体と比較検討しましたが、価格の見直しや変更はあまりありませんでした。以上のことから令和 3 年度の (案) といたしましては昨年と同様とさせていただきます。公表方法の (案) といたしましては、例年通りホームページに掲載と、令和 3 年 3 月に発行予定の農業委員会だより「いなほ 75 号」掲載を予定しております。以上です。
	議 長	協議第 1 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見がございませうか。無いようすので、この (案) に決定したいと思ひます。

その他	事務局 長	次回総会は、令和3年4月12日（月）午前9時00分から開会予定とさせていただきます。よろしくお願いいたします。本日総会終了後広報委員会を開催させていただきますので、委員の皆さんはよろしくお願いいたします。
	議長	その他皆さんからありますでしょうか。冒頭の挨拶でも申し上げましたが、タブレットの件ですが、是非、日南町農業委員会に貸し出しを申し入れたいと考えておりますが、いかがでしょうか。タブレット導入にあたっては県の農業会議から説明に来てもらって研修会もしないといけません。方向性としては、令和4年度には県下に導入されるという形になってくると思います。県の常設会議に毎月出席しておりますので、そこで、手を上げておいたら何らかの回答があるのではないかと思います。ですので、申し入れをしておきたいと思います。 その他皆さんからありますでしょうか。
	天崎農業委員	記録セットはいつから使いますか。新年度4月からでいいでしょうか。
	議長	新年度からお願いします。
閉会	議長	その他皆さんからありますでしょうか。無いようですので、以上で令和2年度第12回日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和3年 月 日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員